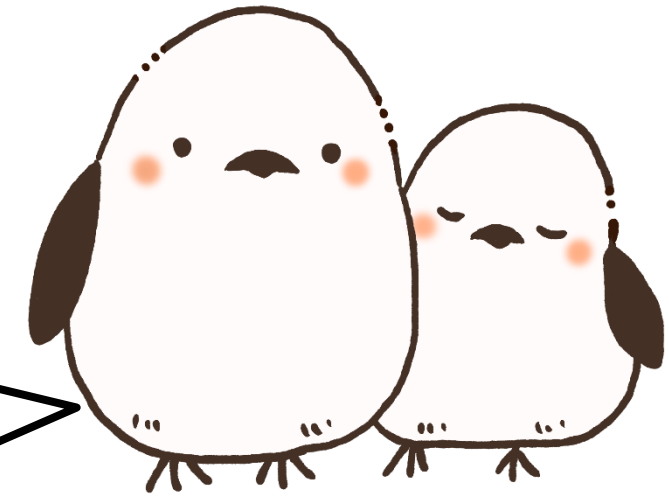


養育費確保に必要な費用を 一部補助します。



養育費は子どもが健やかに成長し、
生活していくためにも大切なものです！

ひとり親家庭の方が確実に養育費を
受け取れるよう、補助します。



対象者

- ◆ 福祉事務所のない11町村にお住まいのひとり親の方で、養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を扶養している方
- ◆ 対象の町
和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、
奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町

対象経費

養育費の取決めを行う経費のうち、以下の内容が対象です。

- ・ 公正証書作成のうち、公証人手数料や印紙代など、公証人役場で支払った費用

※作成した公正証書には強制執行認諾約款が必須です。

- ・ 家庭裁判所の養育費請求調停の申立て等に要した印紙代
- ・ 戸籍謄本の取得に要した手数料
- ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）に要した費用

※申立料、依頼料、1回目調停に要した費用が該当します。

補助額
3万円

申請方法

必要書類と申請書をご用意いただき、
下記宛先まで郵送もしくはお持ち込みください。

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部 子ども家庭課 家庭支援班

TEL：086-226-7349



HPはこちら